



2

令和7年2月15日 発行

第79巻 第2号

岡山市北区桑田町15番28号

一般社団法人岡山県労働基準協会

編集兼 (電話 (086) 225-3571)

発行人 岡田 康 浩

1部 50円 1年 600円

(購読料は会費を含む)

ホームページ <https://www.olsa.or.jp>



勝山町並み保存地区(真庭市) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)



目次

Feb. 2025

行政の動き

安心して働くための「無期転換ルール」とは…………… 7
岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃 ……………11

令和7年度工作物石綿事前調査者講習のご案内 …… 2
安全優良職長に厚生労働大臣顕彰が授与される …… 4
衛生管理者免許試験受験準備講習開催のお知らせ … 5
岡山地区プレス協議会の事業場視察見学会を行いました… 7
第30回 産業医・労働衛生管理従事者交流集会のご案内… 8
令和7年度雇入れ時等安全衛生教育のご案内 ………10

協会より

悠々自適 …………… 9
労働災害ー統計ー ……………12

令和8年1月から有資格者による石綿の事前調査の対象が化学プラントなどの工作物に拡大されます!

これまでの建築物
・船舶に加え

工作物石綿事前調査者講習 のご案内（新規開講）

～法定の有資格者の確保が急務です!!～



これまで建築物等の解体・改修工事については建築物石綿含有建材調査者による事前調査が義務付けられていましたが、令和5年の石綿障害予防規則等の改正により、令和8年1月1日から、工作物(※注)の解体または改修の作業を行うときには、新設された『工作物石綿事前調査者』に事前調査を行わせることが必要となります(石綿則第3条、関係告示)。

工作物石綿事前調査者は、厚生労働大臣が定める工作物石綿事前調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和8年1月1日ですが、事業者は施行日までに、調査者を確保しておく必要があります。

当協会では、「工作物石綿事前調査者講習」を下記のとおり実施します。

(岡山労働局長 登録番号 令和6年11月27日 岡労収基1122第2号)

令和7年度の講習は次のとおりです。

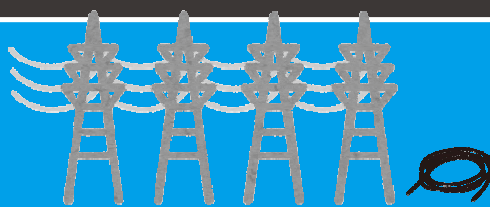
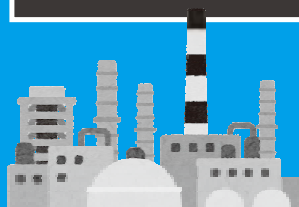
※お申込みが定員に達し次第締め切ります。

工作物石綿事前調査者講習

1回目	令和7年 6/26(木), 27(金) ⇒	修了考査	令和7年 7/ 9(水)
2回目	7/26(土), 27(日) ⇒		8/ 9(土)
3回目	9/18(木), 19(金) ⇒		10/ 3(金)
4回目	10/20(月), 21(火) ⇒		11/ 5(水)
5回目	12/15(月), 16(火) ⇒		令和8年 1/ 6(火)
6回目	令和8年 1/19(月), 20(火) ⇒		2/ 2(月)
7回目	3/ 9(月), 10(火) ⇒		3/23(月)

会 場 岡山県安全衛生会館 岡山市南区山田2315-4

(※注)工作物とは：建築物以外のものであって、土地、建築物または工作物に設置されているものまたは設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等または製造もしくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等およびこれらの間を接続する配管等の設備等があります。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物ですが、昇降路の壁面は建築物です。



【講習科目・時間等】

●工作物石綿事前調査者講習●

講習1日目

1.工作物石綿事前調査に関する基礎知識1	1時間
2.工作物石綿事前調査に関する基礎知識2	1時間
3.石綿使用に係る工作物図面調査	4時間

講習2日目

4.現場調査の実際と留意点	4時間
5.工作物石綿事前調査報告書の作成	1時間
修了考査	2時間

○受講資格が石綿作業主任者技能講習の修了者(下記受講資格区分ア)の場合、「工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」の受講が免除されます。
 ○建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者(その受講開始日の属する年度の末日から起算して2年を経過するまでの者に限る。)、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者の場合、「工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」「工作物石綿事前調査に関する基礎知識2」「工作物石綿事前調査報告書の作成」の受講が免除されます。
 ※ただし、修了考査の出題範囲からは免除されませんのでご注意ください。(できれば受講されることをお勧めします。)

講習受講料、修了考査受験料、テキスト代

講習の区分	受講料等の額(税込)
工作物石綿事前調査者講習	講習受講料および修了考査受験料 45,100円(うち税4,100円)
	テキスト代 5,280円(うち税 480円)

⇒修了考査について

- 1 本講習の修了考査は難易度が高いため、しっかりと予習、復習をする必要があります。
- 2 修了考査は受講を修了した日の属する年度の翌々年度末までの間に限り、認められます。
(その都度再受験料(5,060円(うち税460円))が必要)。

【受講資格】

- ア 石綿作業主任者技能講習(労働安全衛生法別表第18第23号)を修了した者
- イ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の工作物に関する実務経験年数:2年以上)
- ウ 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。エにおいて同じ。)(卒業後の工作物に関する実務経験年数:3年以上)
- エ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(ウに該当する者を除く。)(卒業後の工作物に関する実務経験年数:4年以上)
- オ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の工作物に関する実務経験年数:7年以上)
- カ (学歴不問)(工作物に関する実務経験年数:11年以上)
- キ 平成18年4月1日以前に特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(工作物石綿事前調査に関する実務経験年数:5年以上)
- ク 建築行政に関する実務経験年数:2年以上
- ケ 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関する実務経験年数:2年以上
- コ 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官(労働安全衛生法第93条第1項)であった者
- サ 労働基準監督官として職務に従事した経験年数:2年以上

会場のご案内



【お問合せ・お申込みは】

(一社) 岡山県労働基準協会

岡山市北区桑田町15-28

TEL(086)221-2160

URL: <https://www.olsa.or.jp/>

ホームページにお申込みのための詳細資料を掲載しています。



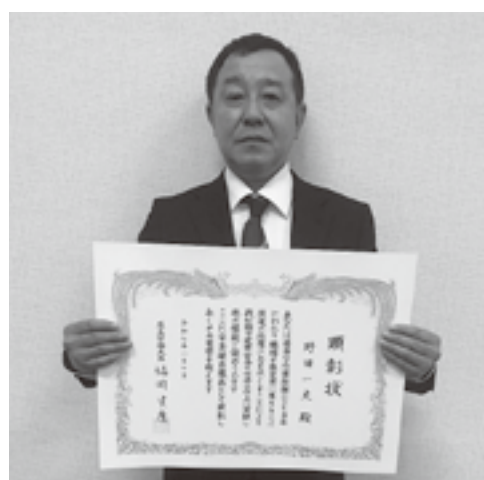
安全優良職長に厚生労働大臣顕彰状が授与される

優れた技能と経験を持ち作業の安全を確保して優良な成績を挙げた令和6年度における安全優良職長として、厚生労働大臣から顕彰状が授与されました。

この制度は、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的に平成10年度から実施されています。



瀧本 知之氏
真庭森林組合



野田 一史氏
NTN 株式会社 岡山製作所



前田 和彦氏
JFEスチール株式会社
西日本製鉄所 倉敷地区



(第一種・第二種・特例第一種) 衛生管理者免許試験受験準備講習開催のお知らせ

一般社団法人岡山県労働基準協会

令和7年度衛生管理者免許試験受験準備講習を下記のとおり開催します。
免許をお持ちの方は、それぞれ次のような業種の事業場において衛生管理者として就くことができます。

第一種免許／すべての業種で衛生管理者となることができます。
第二種免許／ <u>有害業務と関連の深い業種^(※)</u> 以外で衛生管理者となることができます。

※「有害業務と関連の深い業種」とは、
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業

記

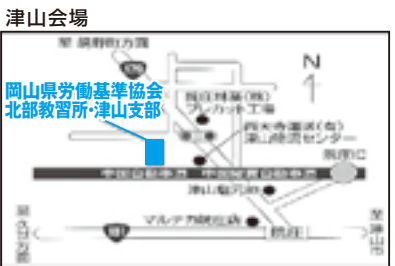
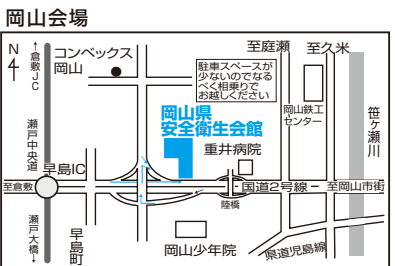
1. 講習日	第1回	令和7年 4月15日(火)～17日(木)	第一種受験者
		4月15日(火)・16日(水)	第二種受験者
		4月17日(木)	特例第一種受験者
第2回		8月20日(水)～22日(金)	第一種受験者
		8月20日(水)・21日(木)	第二種受験者
		8月22日(金)	特例第一種受験者
第3回		12月17日(水)～19日(金)	第一種受験者
		12月17日(水)・18日(木)	第二種受験者
		12月19日(金)	特例第一種受験者

2. 講習会場	岡山県安全衛生会館（岡山市南区山田2315-4）
	〔サテライト会場〕 第2回 岡山県労働基準協会倉敷支部（倉敷市大島407-1）
	岡山県労働基準協会和気支部（和気郡和気町衣笠954-1）
	第3回 北部教習所（津山市神戸574-10）

3. 講習科目	試験に必要な全科目（労働衛生・関係法令・労働生理）
4. 受講料	〔第一種準備講習〕 会 員 16,500円（税込）
	非会員 33,000円（税込）
	〔第二種準備講習〕 会 員 11,000円（税込）
	非会員 22,000円（税込）
	〔特例第一種準備講習〕 会 員 8,800円（税込）
	非会員 17,600円（税込）

5. 申込方法	①インターネット申込	岡山県労働基準協会	検索
	当協会ホームページからお申込ください。		
	②窓口・FAX申込	受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申込ください。	

6. その他	受付の後、振り込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。 都合により講習日に受講できない場合、講習前日までにご連絡いただいた場合に限り、受講日の変更またはキャンセルの取扱いをいたします。 ただし、受講日の変更は1回限りとし、キャンセルの場合は、事務手数料1,100円と振込手数料を差し引いて返金いたします。なお、受講日変更後のキャンセル、受講者の変更、返金はできません。
--------	--



一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部

支部名	所在地	TEL番号	FAX番号
岡山支部	〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28	(086)221-2160	(086)227-1047
倉敷支部	〒710-0047 倉敷市大島407-1	(086)422-6230	(086)426-6521
玉野支部	〒706-0002 玉野市築港3-1-15	(0863)21-2349	(0863)21-3334
児島支部	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100	(086)473-1811	(086)473-1870
津山支部	〒708-0015 津山市神戸574-10	(0868)32-8677	(0868)32-8644
北部教習所			
笠岡支部	〒714-0085 笠岡市四番町5-18	(0865)63-3718	(0865)63-3735
和気支部	〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1	(0869)92-0876	(0869)92-0899
新見支部	〒718-0011 新見市新見811-1	(0867)72-0338	(0867)72-0317
安全衛生会館	〒701-0202 岡山市南区山田2315-4	(086)282-6532	(086)282-6506

お申込みは確実に予約ができるインターネットのご利用をお勧めします!!

《様式》 令和7年度(/ :第 回 会場)衛生管理者免許試験受験準備講習受講申込書 *3070

※受講No.	種別	氏 名 (フリガナ)	生 年 月 日
	一種・二種 特例一種	()	S・H 年 月 日
	一種・二種 特例一種	()	S・H 年 月 日
	一種・二種 特例一種	()	S・H 年 月 日
事業所名			受講料 (一種) ____名分____円 (二種) ____名分____円 (特例) ____名分____円 (合計) ____円 を____月____日に ①下記振込先へ振込 ②窓口持参
所在地	〒 市 郡 区		
ご担当者 職氏名			
ご連絡先	TEL () — FAX () — メール		

※申込書に記入された氏名、生年月日等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ使用します。

【テキスト及び問題集の販売について】

	テ キ ス ト (上・下巻セット)		問 題 集				受 取 方 法	支 払 方 法
			中 災 防 発 行		労働調査会発行			
第一種	4,620 円	冊	2,640 円	冊	2,420 円	冊	送付 ・ 支部窓口 (送付の場合、送料一律 770 円)	____月____日に ①下記振込先へ振込 ②窓口持参
第二種	3,190 円	冊	1,980 円	冊	1,980 円	冊		
計	A	円	B	円	C	円	D 円	
※価格はすべて消費税込です。				合計 (A + B + C + D)			円	

※最寄りの支部にて販売しておりますので、事前にお買い求めください。問題集は講習中には使用しません。

《送付希望の方は、下記へご記入のうえ、お申込ください》 ※上記と同じ場合は送付先の記入は不要です。

事業所名または氏名 TEL () —

所在地または現住所 〒 —

<振込先> 中国銀行富田町支店 普通 1613381 一般社団法人岡山県労働基準協会

下記日程にて衛生管理者免許試験が岡山で受験できます!

- 試験日と試験会場 令和7年11月3日(月) 岡山コンベンションセンター(岡山市北区駅元町14-1)
- 試験手数料 8,800円(変更になる場合があります。)
- 受験申請書 郵送: 令和7年 9月3日(水)~9月9日(火) 必着
受付期間 ※窓口での受付は行いません。
- 受付場所 一般社団法人岡山県労働基準協会(岡山市北区桑田町15-28) ※受付期間以外は受付できません。
- 受験資格 ①学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者
②学校教育法による高等学校を卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者
③10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者 他

◆免許試験については、「令和7年度岡山地区出張特別試験案内」または中国四国安全衛生技術センターのホームページ(<https://www.exam.or.jp/>)をご確認ください。

優良事業場見学研修会を行いました

岡山地区プレス災害防止協議会

岡山地区プレス災害防止協議会では、1月20日（月）に(株)神戸製鋼所加古川製鉄所様（加古川市金沢町1）にて、事業場見学研修会を行いました。

同社は、1970年に一貫製鉄所として稼働開始し、常に最新鋭の設備と高度に洗練された技術をもって、多種多様なニーズに応えうる高品質製品を生産しています。570万㎡（甲子園球場120個分）の広大な敷地には、最大12,000人が勤務しており、高炉・転炉・連铸・厚板・熱延・冷延・表面処理・線材の各設備が合理的に配置され、コンピュータ管理のもとに効率的な操業がなされています。



高温作業下において労働災害リスクの高い作業が多数存在しますが、リスクを低減するため、徹底した入構時教育の実施、作業員の安全実力を把握するためにレーダーチャートを用いた評価制度を活用など、大規模事業場ならではの災害防止活動を学ぶことができました。

当協議会での事業場見学研修会は、コロナ禍により5年ぶりの開催となりましたが、多くの方に参加いただき、大変有意義な見学研修会となりました。

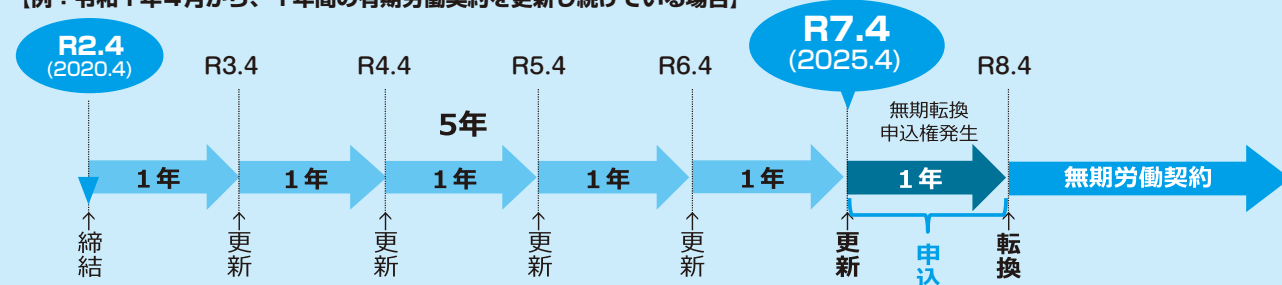
事業主の皆様・有期労働契約で働く皆さまへ

安心して働くための「無期転換ルール」とは？

無期転換ルールとは？

同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条；平成25年4月1日施行）

【例：令和1年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。**労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。**

対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

なお、「派遣社員」の場合は、派遣元の企業に無期転換ルールへの対応が求められます。

※ 定年後の継続雇用の高齢者等に関する「有期特措法による無期転換ルールの特例」があります。
詳しくは岡山労働局HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21917.html）へ。

無期転換ルール、有期特措法の特例については、岡山労働局雇用環境・均等室にご相談ください。
TEL 086-225-2017

第30回 産業医・労働衛生管理従事者交流集会のご案内

主催 岡山県労働衛生管理従事者交流会・岡山県医師会
共催 岡山産業保健総合支援センター

1. 日 時 令和7年3月6日(木) 14:00~16:30
2. 会 場 おかやま西川原プラザ(岡山市中区西川原255)
3. 参加費 無 料
4. 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、申込先までFAXをお送りください。

時 間	テ ー マ	講 師 等
14:00	開会あいさつ	公益社団法人岡山県医師会 会長 松 山 正 春 氏
14:05~14:35	講演「最近の労働衛生に関する動きについて」	岡山労働局 労働基準部 健康安全課長 貞 宗 恵 治 氏
14:35~14:45	広報「岡山産業保健総合支援センターからのご案内」	岡山産業保健総合支援センター
14:55~16:25	特別講演「ストレスチェック制度の今後の展望」 ～制度導入から9年、現状・課題と今後の 方向性について～	一般財団法人淳風会 代表理事 理事長 川 上 憲 人 氏
16:30	閉会あいさつ	一般社団法人岡山県労働基準協会 専務理事 岡 田 康 浩

県下の労働衛生管理従事者が相互に交流を図り、労働衛生に関する研究調査等により知識・技能の研鑽を行うと共に、本県の労働衛生の向上に寄与することを目的に平成3年12月9日に設立しました。近年の産業構造の変化等、労働者を取り巻く労働環境の変化に対応し、労働者の安全と健康を確保するため、労働衛生管理業務に従事する方で、**当協会の会員事業場**であれば、相互研鑽の場としてどなたでもご参加いただけます。

- 年 会 費 無 料
- 特 典 各種の労働衛生関係事業のご案内をさせていただきます。
- 申 込 先 一般社団法人岡山県労働基準協会 TEL (086) 221-2160 / FAX (086) 227-1047

《様式》 岡山県労働衛生管理従事者交流会入会 兼 交流集会参加申込書

フリガナ			
氏 名			
事業場名			
所在地	〒 ー		
連絡先	TEL () ー	FAX () ー	
	メール		
所持資格等	衛生管理者・安全衛生/衛生推進者・その他 ()		

※申込書に記入された氏名等の個人情報は当協会が責任をもって保管・管理し、本会の活動のためにのみ使用します。

《申込先》FAX (086) 227-1047

悠々自適

岡山労働局労働基準部
労災補償課長
藤本 綾

「ごちそうさまでした！」

私は、美味しいものを食べることと美味しいものを作ることが大好きです。かと言って繊細な味覚を持ち合わすでなく、何を食べても美味しいと感じるのが私の幸せなところだと思っています。

かつては料理雑誌を定期購読し、食に関する本を読み耽ったものですが、今はありがたいことにSNS上に美味しい情報が溢れています。これ食べてみたい、ここ行きたい、今度これ作ってみようなど思いを馳せている間は、日頃の憂さをすっかり忘れていきます。そして、食べるときにはその美味しさに、作るときには美味しく料理することに集中、とても良い気分転換となっています。

美味しいものが多い福岡で生まれ育った私は、なかでも辛子明太子が大好物。温かいごはんのにせて食べれば、おかずは何もいりません。寒くなると水炊き。朝から骨付き鶏でコトコトとスープを取り、柑橘で食べる水炊きは冬の楽しみです。他にも、もつ鍋、博多

ラーメン、ごまさばと好物をあげるときりがありません。もちろん岡山にも美味しいものがたくさんあります。中でも、牡蠣とマスカットに出会えたことは大きな喜びです。どちらも毎年シーズンが来るのを待ち遠しく思っています。

最後にカレーのお話。私はカレーが大好きです。子どもの頃、家に帰るとカレーのにおいがしたときの小躍りしたくなるような喜びは今も忘れません。本場のカレーもレトルトも、カレーパンやカレーうどんも好きです。なぜにカレーはかくも人を元気にしてくれるのか…。野菜をたくさん入れたさらさらスープカレー、たっぷりの牛すじ肉をグツグツ煮込んだこってり牛すじカレーは私の得意メニューです。本当は激辛が好きなのですが、近ごろは食べる人のために優しい味にしています。

食事のときにすぐ「美味しい？」と聞くのが私の悪い癖（まずいなんて答えにくいとわかってるのに）ですが、満面の笑みで「美味しい！」と言いながら、モリモリ食べてくれる姿を見てみると、自分が美味しいものを食べる以上の喜びと幸せを感じて心が満たされます。これが今の私の最高の癒しです。ごちそうさまでした！

三井造船特機エンジニアリング株式会社 マリン・メンテ事業部

取締役事業部長 三島 利文

〒706-8651

岡山県玉野市玉3丁目1番1号

TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612



弁護士法人 太陽綜合法律事務所 TAIYO SOGO LAW FIRM P.C.

岡山県労働基準協会顧問弁護士（岡山弁護士会所属）
代表弁護士 近藤 弦之介 代表弁護士 藤原 健 補
〒700-0901
岡山市北区本町6番36号第一セントラルビル2階
TEL(086)224-8338(代) FAX(086)224-7555

あなたの心で運ぶハート引越便



オカケン

岡山県貨物運送株式会社

代表取締役社長 馬屋 原 章

〒700-0027 岡山市北区清心町4番31号

TEL (086) 252-2111(代)

ホームページ <https://www.okaken.co.jp>

税理士

たけ だ やす お
武 田 育 男

〒700-0983 岡山市北区東島田町1丁目2番5号
TEL : 086-231-1227



坂本産業株式会社

代表取締役 坂本修三

〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1

TEL(0865) 65-0311(代)

FAX(0865) 65-0460



健康診断と
作業環境測定は、
(一社)岡山県労働基準協会
労働衛生センターに
お任せください。

品質と精度管理には自信があります。
安心してご利用ください。

☎086-281-4500 FAX086-282-6548

岡山市南区山田 2315-4 (岡山県安全衛生会館内)

労働問題相談日のお知らせ

毎週火曜日と木曜日10時から16時
(12:00~13:00を除く)

会員の皆様方の労働問題に関するあらゆるご相談に応じます。
お気軽にご相談下さい。

TEL(086)225-4538

※上記以外の日程
または来所の方は、
事前にご連絡下さい。



令和7年度 雇入れ時等安全衛生教育のご案内

一般社団法人岡山県労働基準協会

労働安全衛生法では、「事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」と定められております。当協会では、この教育のうち、一般的・基本的事項について事業者により実施いたします。ご都合の良い日程でご受講ください。多数のご参加をお待ちしております。

記

1. 日程等

⑤:サテライト会場

日 時	場 所	教 育 内 容	受講料等(税込)
4月3日(木) 9:30~16:00	北部教習所 (津山市神戸574-10) 岡山県労働基準協会倉敷支部 ^⑤ (倉敷市大島407-1) 岡山県労働基準協会玉野支部 ^⑤ (玉野市築港3-1-15)	テーマ1/ 「産業安全」「労働衛生」の 一般的・基本的事項	会 員 6,600円 非会員 9,900円 テキスト代 968円
4月4日(金) 9:30~16:00	岡山県労働基準協会 (岡山市北区桑田町15-28) ナйкаイ第一ビル ^⑤ (倉敷市児島駅前1-100) 岡山県労働基準協会笠岡支部 ^⑤ (笠岡市四番町5-18)	講師:労働安全・労働衛生 コンサルタント等	
4月7日(月) 9:30~16:00	J F E スチール(株)広江クラブ (倉敷市広江4-1-1)	テーマ2/ 「労働基準法」「労働者災害 補償保険法」の基礎知識	
4月8日(火) 9:30~16:00	岡山セラミックスセンター(備前市西片上1406-18)		
4月9日(水) 9:30~16:00	岡山県安全衛生会館 (岡山市南区山田2315-4) 北部教習所 ^⑤ 岡山県労働基準協会新見支部 ^⑤ (新見市新見811-1)	講師:社会保険労務士等	

2. 申込方法 ①インターネット申込

岡山県労働基準協会

検索 

当協会ホームページからお申込ください。

(会員IDをお持ちでない場合は、TEL(086)221-2160へご連絡ください。)

②窓口・FAX申込

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申込ください。

<振込先> 中国銀行富田町支店 普通 1613381 一般社団法人岡山県労働基準協会

3. その他

受付の後、振り込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。

都合により講習日に受講できない場合、講習前日までにご連絡いただいた場合に限り、受講日の変更またはキャンセルの取扱いをいたします。ただし、受講日の変更は1回限りとし、キャンセルの場合は、事務手数料1,100円と振込手数料を差し引いて返金いたします。なお、受講日変更後のキャンセル、受講者の変更、返金はできません。

講習終了後、事業者宛の受講証明書を発行します。受講者各人への修了証の交付はいたしません。

(様式) 雇入れ時等安全衛生教育 (4月 日

支部) 受講申込書

※5210

※受講No.	氏 名 (フリガナ)		生 年 月 日	
	()		S・H 年 月 日	
	()		S・H 年 月 日	
事業所名			支払方法 ①上記振込先へ振込 ②窓口にて持参 (講習当日はご遠慮ください)	受講料 ____ 名分 ____ 円
所在地	〒 _____ 市 区			テキスト代 ____ 名分 ____ 円
ご担当者職氏名				を ____ 月 ____ 日に
ご連絡先	TEL () - FAX () - メール			

※申込書に記入された氏名、生年月日等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本教育の的確な実施のためにのみ使用します。

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃

岡山労働局長は、「岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃」を改正いたしました。
改正発効日以降は、下記規格毎に最低工賃以上の工賃の支払いが必要となります。
関係委託者の方は、支払工賃をご確認の上、必要な場合は見直しをお願いします。



効力発生の日
(発効日)

令和7年3月3日

(適用対象者)

岡山県内において、車両電気配線装置（ワイヤーハーネス）製造業に係る「端子ハメ」又は「チューブ通し」の業務に従事する家内労働者及びその委託者

業 務	内 容	規 格	金 額(注)
端子ハメ	電線の端末に取り付けられた端子をコネクタ（非防水タイプに限る）に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき <u>43銭</u>
		20センチメートルを超えて50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき <u>49銭</u>
		50センチメートルを超えて2メートル以下の電線について行うもの	1本につき <u>61銭</u>
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき <u>70銭</u>
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき <u>32銭</u>
		15センチメートルを超えて30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき <u>47銭</u>
		30センチメートルを超えて50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき <u>64銭</u>
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき <u>76銭</u>

(注)「端子ハメ」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう。

☆詳細は、岡山労働局労働基準部又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

岡山労働局賃金室 ☎086-225-2014

[illegible]